

昭和学院短期大学科目等履修生規程

平成 4 年 4 月 1 日制定

2019 年 3 月 4 日改正

第 1 条 昭和学院短期大学学則第 49 条に基づき、科目等履修生に関する規定を次のとおり定める。

第 2 条 本学所定の学科目の中、一科目または数科目を選んで履修を志望するものがある場合には、当該学科の授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

第 3 条 科目等履修生としての履修を志願することのできる者は、高等学校卒業生又はこれと同等以上の学力がある者でなければならない。

第 4 条 科目等履修生として履修を志願する者は、履修しようとする科目及び期間を記載した履修願書に履歴書、健康診断書、最終出身学校成績証明書及び検定料 15,000 円を添えて提出しなければならない。

第 5 条 科目等履修生の履修の始期は、学期の始めとする。

第 6 条 科目等履修生の履修期間は、一年以内とする。ただし、事情によっては延長することができる。

第 7 条 科目等履修生の入学料は 100,000 円、授業料は 1 単位につき 10,000 円とし、所定の期日までに納付しなければならない。ただし、本学の卒業見込み者、本学および昭和学院栄養専門学校卒業生については、入学料を免除する。

第 8 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事由があっても返却しない。

第 9 条 科目等履修生には、願い出により履修証明書を与える。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

(一部省略)

この規程は、2019 年 3 月 4 日より施行する。